

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用許可の変更	
根拠条例等・条項	堺市立文化会館条例施行規則第8条	
所 管 課	文化国際 部	文化 課
審 査 基 準	<p>使用許可の変更については、文化会館条例施行規則第8条に基づき審査する。</p> <p>【堺市立文化会館条例施行規則】 (使用許可の変更)</p> <p>第8条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日前7日まで(ホールにあっては使用しようとする日前1か月まで、ギャラリーにあっては使用しようとする日前15日まで)に堺市立文化会館使用許可変更申請書(様式第3号)に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、使用許可書の添付を省略することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り、使用許可の変更を承認するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用日当日に生じた後片付け等の特別な理由により使用者がホール等の使用時間の超過(午後10時から午後11時までの間に限る。)を申請した場合であって、特にやむを得ない理由があると認めるときは、当該超過に係る使用許可の変更を承認することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があった場合において、使用許可を変更して会館を使用させることが適当であると認めるときは、当該使用者の申出により当該使用許可の変更を承認することがある。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。</p> <p>5 市長は、前3項の規定により使用許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に交付するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	

